

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備 考
船団脱炭素化計画ツールの高度化	国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 契約担当役 海上技術安全研究所長 峰本 健正 東京都三鷹市新川6-38-1	令和6年9月2日	東京都台東区上野1-19-10： コガソフトウェア株式会社	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則第53条第1項第1号のル（受託研究の契約において、その一部を特定の第三者に委託することが依頼者から指定されたとき。）	10,890,000円	10,890,000	100.0%	0	
洋上風力発電施設向けロープ評価試験 他	国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 契約担当役 海上技術安全研究所長 峰本 健正 東京都三鷹市新川6-38-1	令和6年9月3日	愛知県蒲郡市豊岡町中村1-1：東京製綱繊維ロープ株式会社	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則第53条第1項第1号のホ（研究開発、実験等の成果の連続性、接続性の確保のため、契約の相手方が一に限定されているとき。）、及びタ（特殊の技術を要する業務であって、実施可能な者が一に限定されるものをその者に行わせるとき。）	1,865,600円	1,865,600	100.0%	0	
苫小牧沖試験におけるH-AUV、着底型探査機及び関連装置保険加入	国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 契約担当役 海上技術安全研究所長 峰本 健正 東京都三鷹市新川6-38-1	令和6年9月5日	東京都千代田区神田駿河台3-11-1：三井住友海上火災保険株式会社	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則第53条第1項第5号（その他業務の運営上特に必要があるとき。）	非公表	2,300,000	－	0	
駿河湾航行型AUV海中試験におけるAUV及び関連装置保険加入	国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 契約担当役 海上技術安全研究所長 峰本 健正 東京都三鷹市新川6-38-1	令和6年9月5日	東京都千代田区神田駿河台3-11-1：三井住友海上火災保険株式会社	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則第53条第1項第5号（その他業務の運営上特に必要があるとき。）	非公表	3,100,000	－	0	
複合サイクル試験機修繕作業	国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 契約担当役 海上技術安全研究所長 峰本 健正 東京都三鷹市新川6-38-1	令和6年9月10日	東京都豊島区南池袋2-47-2：早坂理工株式会社東京営業所	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則第53条第1項第1号のト（研究開発に係る設備機器の更新、改修、点検保守（維持管理）等、当該設備機器の特殊性や互換性の確保のために契約相手方が一に限定されるとき。）、及びカ（物件の改造、修理、保守、点検を当該物件の製造業者又は特定の技術を有する業者以外の者に施工させることが困難又は不利と認められるとき（当該物件が外国製である場合は日本国内総代理店を含む。また、当該業者が修繕等の実施を特定の技術を有する他の者を指定して行わせるものを含む。）。）	1,039,555円	1,039,555	100.0%	0	

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備 考
触媒分析装置の購入及び設置作業他	国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 契約担当役 海上技術安全研究所長 峰本 健正 東京都三鷹市新川6-38-1	令和6年9月12日	東京都渋谷区初台1-46-3：マイクロトラック・ベル株式会社	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則第53条第1項第1号のレ（特定の業者以外では販売、提供することができない物件を購入、借用、利用するとき。）	17,795,250円	17,795,250	100.0%	0	
深海水槽造波装置メンテナンス	国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 契約担当役 海上技術安全研究所長 峰本 健正 東京都三鷹市新川6-38-1	令和6年9月17日	東京都中央区築地5-6-4：株式会社 三井E & S	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則第53条第1項第1号のロ（物件の改造、修理、保守、点検を当該物件の製造業者又は特定の技術を有する業者以外の者に施工させることが困難又は不利と認められるとき（当該物件が外国製である場合は日本国内総代理店を含む。また、当該業者が修繕等の実施を特定の技術を有する他の者を指定して行わせるものを含む。）。）	非公表	4,048,000	－	0	